

# 藤井寺市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

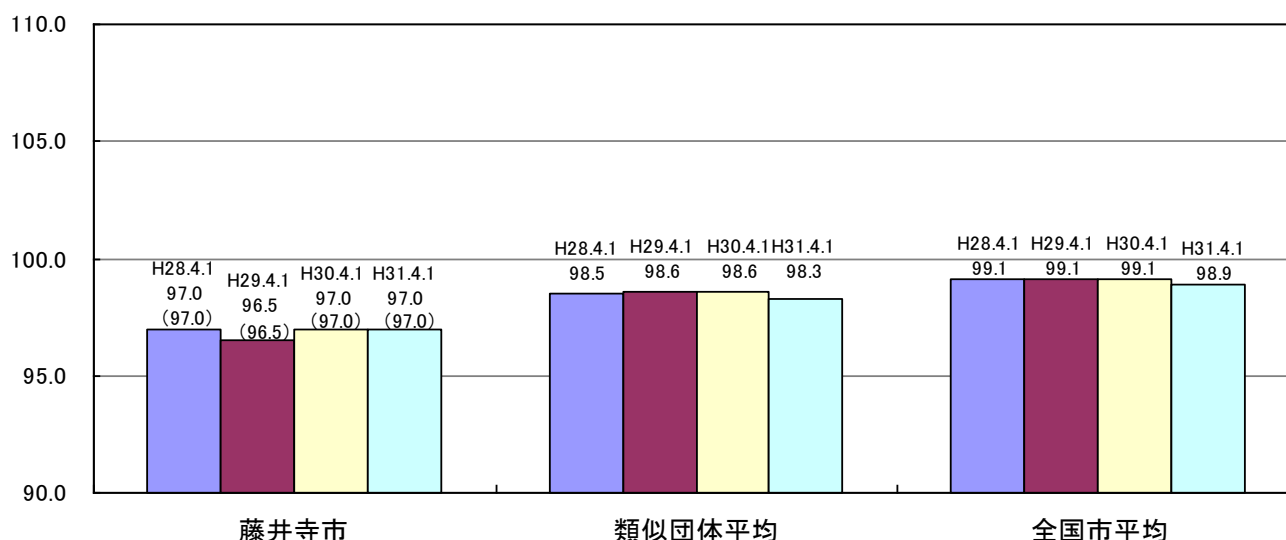
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	64,916	22,328,863	305,426	4,184,313	18.7	17.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	461	1,643,720	395,867	688,607	2,728,194	5,918	6,170

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）国の見直し内容と同様に、給料表の水準を平均で2%引下げる。  
引下げ対象となる給料表は、行政職給料表、医療職給料表（2）、医療職給料表（3）及び技能労務職給料表。  
ただし、激減緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を行う。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、藤井寺市においても6%を支給。（率に変更はなく、見直しなし）

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤井寺市	40.3 歳	294,919 円	371,368 円	350,904 円
大阪府	42.3 歳	320,485 円	431,863 円	376,449 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	309,709 円	398,167 円	355,160 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤井寺市	51.6 歳	43 人	334,278 円	384,526 円	369,240 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	50.9 歳	9 人	331,003 円	409,494 円	372,875 円	廃棄物処理業	45.9 歳	296,600 円	1.38
うち用・校務員	53.4 歳	12 人	325,732 円	359,744 円	351,723 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.70
うち 調理師	55.3 歳	6 人	351,473 円	401,333 円	377,061 円	調理士	42.2 歳	280,700 円	1.43
大阪府	53.3 歳	478 人	315,757 円	392,585 円	364,943 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	23 人	326,070 円	387,535 円	358,673 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤井寺市	—	—	—
うち 清掃職員	6,607,613 円	4,102,900 円	1.61
うち用・校務員	5,837,993 円	2,883,400 円	2.02
うち 調理師	6,714,595 円	3,750,600 円	1.79

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28年度～平成30年度の3カ年平均)。  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤井寺市	39.3 歳	301,478 円	350,635 円
大阪府	38.5 歳	335,755 円	408,063 円
類似団体	39.9 歳	303,437 円	355,131 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		藤井寺市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	182,800 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,500 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円	153,267 円	— 円
	中学卒	144,100 円	141,600 円	— 円
教育職	大学卒	180,700 円	204,100 円	— 円
	高校卒	148,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

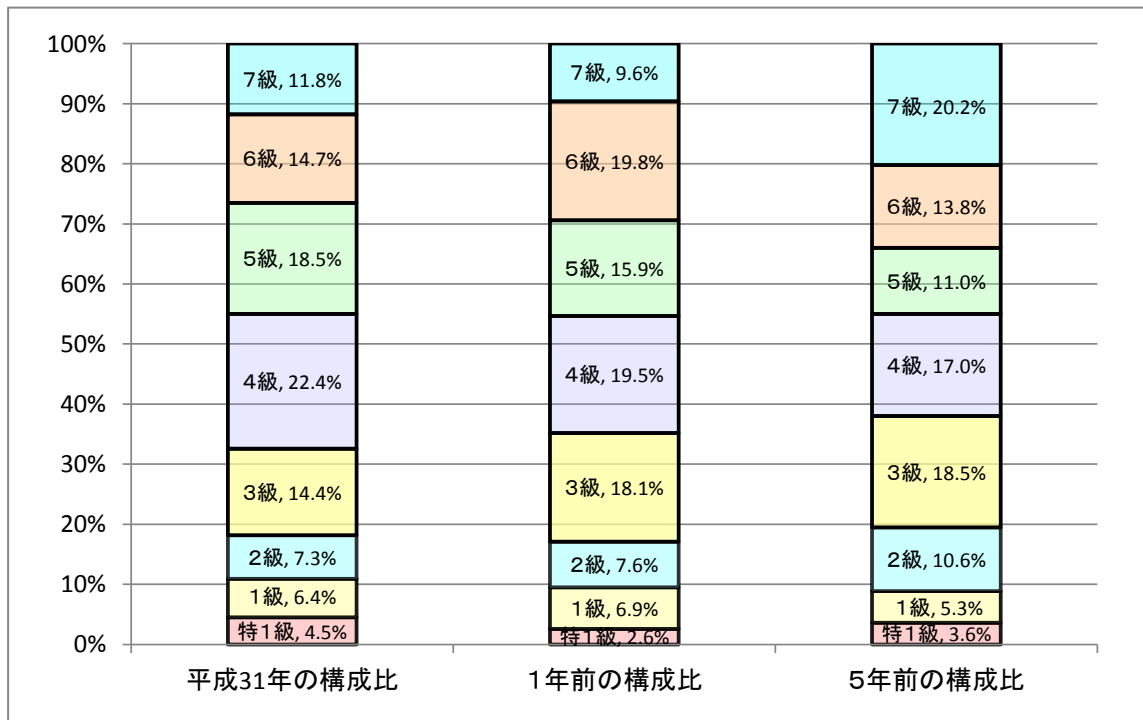
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,369 円	315,055 円	378,645 円	397,006 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	324,207 円	324,571 円	338,332 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
特1級	部長、理事又はこれらに相当する職務	14 人	4.5 %	408,100 円	468,600 円
1 級	次長、副理事又はこれらに相当する職務	20 人	6.4 %	362,900 円	444,900 円
2 級	課長、参事又はこれらに相当する職務	23 人	7.3 %	319,200 円	410,200 円
3 級	課長代理、主幹又はこれらに相当する職務	45 人	14.4 %	288,900 円	393,000 円
4 級	チーフ、主査又はこれらに相当する職務	70 人	22.4 %	263,000 円	381,000 円
5 級	副主査又はこれに相当する職務	58 人	18.5 %	230,000 円	350,000 円
6 級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職務	46 人	14.7 %	194,000 円	304,200 円
7 級	主事補若しくは技師補又はこれらに相当する職務	37 人	11.8 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 藤井寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

藤井寺市	大阪府	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,561 千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,747 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

藤井寺市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	4,297 千円	22,109 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		107,136 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		231,388 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
藤井寺市	6 %	454 人	6 %

## (4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		2,698 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		66,100 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		8.6 %		
手当の種類(手当数)		9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	税務課 保険年金課職員	滞納徴収業務	1,162千円	1件あたり 5円 滞納した金額につき滞納繰越 初年度 1000分の10 2・3年度 1000分の15 4年度以降分 1000分の20 (月額50,000円を限度) 差押調書 1件につき 100円 物件引上 1件につき 100円
防疫作業従事手当	環境政策課職員	感染症	8千円	1回につき 500円
行路病人、行路死亡人等の 収容護送作業従事手当	生活支援課職員	行路病人、行路死亡人等 を護送又は介護をしたとき	0千円	病人 1件につき 1,000円 死亡人 1件につき 1,500円 死亡人(深夜)1件につき 2,000円
社会福祉業務従事手当	福祉総務課 生活支援課職員	生活保護法、児童福祉法 身体障害者福祉法、知的 障害者福祉法、老人福祉 法及び母子及び寡婦福祉 法に基づく訪問調査等の 現業業務	373千円	日額 200円
ねずみ族、昆虫駆除作業 従事手当	環境政策課職員	感染症予防のためのねず み族昆虫等の駆除等のた めの薬剤散布作業	39千円	日額 200円
現場作業従事手当	下水道課職員	夜間に土木・建築工事現場 において、職員が現場労務 監督、作業又は作業指導監 督に従事	0千円	夜間のみ 1回につき 200円
防災作業従事手当	危機管理課	災害現場等において土のう 積み、調査、連絡その他の 危険を伴う業務	23千円	風水害、地震等のため出動したとき 土のう積み作業 1回につき 1,500円 土のう回収作業 1回につき 500円 災害調査 1回につき 500円 火災出動(昼間) 1回につき 200円 火災出動(夜間) 1回につき 1,000円
死獣処理従事手当	清掃課 道路水路課	死獣処理作業	339千円	1件につき 700円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	55,335 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	193 千円
支給実績(平成29年度決算)	58,667 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	209 千円

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円  満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		43,457 千円	234,902 円
住居手当	借家、貸間居住職員 家賃に応じ27,000円まで	同じ		29,002 千円	308,531 円
通勤手当	交通機関利用職員(2キロ未満を除く) 全額支給 ※6ヶ月定期相当額を年2回支給  自動車などの交通用具利用職員 距離に応じて(2キロ未満を除く)2,000円～24,500円	異なる	交通機関利用限度額が国の制度を上回る	30,838 千円	87,112 円
管理職手当	部長 73,000円 理事 68,400円 次長 65,000円 副理事 62,900円 課長 60,700円 参事 52,000円 課長代理 45,200円 主幹 41,100円 チーフ 31,400円			98,606 千円	541,791 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長	893,000(940,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円
	副市長	779,000(820,000) 円	885,000 円 / 620,000 円
報酬	議長	580,000(610,000) 円	737,000 円 / 357,000 円
	副議長	540,000(570,000) 円	653,000 円 / 294,000 円
	議員	520,000(550,000) 円	591,000 円 / 266,000 円
期末手当	市長	(平成30年度支給割合) 3.90	
	副市長	(平成30年度支給割合) 3.90	
退職手当	市長	退職手当廃止	
	副市長 備考	平成19年7月退職手当廃止	

(注) 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

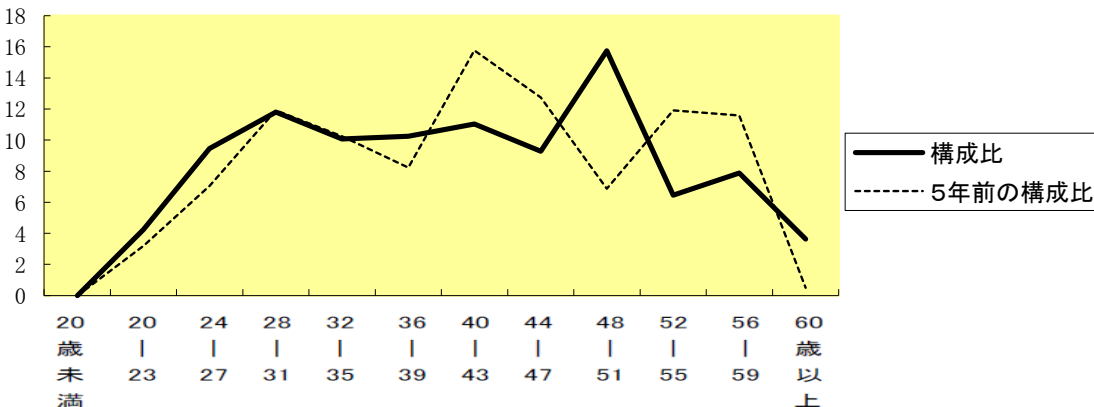
(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成31年			
普通会計部門	議会	5	5	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一地方選、参議院選挙の業務増</li> <li>・防災、人事、住民関連部門へ</li> <li>・派遣による減</li> <li>・保育所調理師の退職不補充</li> <li>・清掃作業員の退職不補充</li> <li>・プレミアム商品券事務の増</li> </ul>
	総務	106	112	▲ 1	
	税務	22	21	▲ 1	
	民生	165	164	▲ 1	
	衛生	31	28	▲ 3	
農林水産	4	4	0		
商工	8	10	2		
土木(建設)	39	39	0		
計	380	383	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 49.29 人)	
教育部門	79	78	▲ 1	・教育一般職員の欠員不補充	
消防部門	-	-	-		
小計	459	461	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.02 人)	
公営企業会計等部門	病院	112	110	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職不補充</li> <li>・広域企業団準備事務の増</li> <li>・フルタイム再任用の配置</li> <li>・介護部門業務の増</li> </ul>
	水道	19	21	2	
	下水道	13	14	1	
	その他	28	29	1	
小計	172	174	2		
合計	631	635	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.82 人 [ 715 ] [ 715 ] [ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	1人	27人	60人	75人	64人	65人	70人	59人	100人	41人	50人	23人	635人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	368	376	380	382	380	383	15 ( 4.1%)
教育	82	79	79	78	79	78	▲ 4 ( ▲ 4.9%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	450	455	459	460	459	461	11 ( 2.4%)
公営企業会計計	162	167	167	171	172	174	12 ( 7.4%)
総合計	612	622	626	631	631	635	23 ( 3.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
年度	千円	千円	千円	%
30	1,130,466	184,150	127,269	11.3

(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
12.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費 40,267千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
30	21	79,516	17,932	33,777	131,225

一人当たり 給与費 B/A
6,249

(参考)水道事業 一人当たり給与費
6,180

(注) 1 職員手当には退職給付費を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤井寺市水道局	50.0 歳	315,540 円	520,734 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

藤井寺市水道局	藤井寺市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,608 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,561 千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

藤 井 寺 市 水 道 局			藤井寺市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置(2%~20%)			定年前早期退職特例措置(2%~20%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	26,347 千円	1人当たり平均支給額	4,297 千円	22,109 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		5,359 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		255,207 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
藤井寺市	6 %	21 人	6 %

エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業従事手当	施設課職員	夜間において、職員が浄配水場の作業に従事したとき	0 千円	1回につき 200円
	お客様サービス課 施設課職員	夜間において、職員が給配水管の破損修理及び布設工事の現場作業又は現場指導監督に従事したとき	0 千円	1回につき 200円
防災作業従事手当	水道局職員	災害現場等において職員が土のう積み、応急作業、調査、連絡その他の危険を伴う業務に従事したとき	0 千円	土のう積み作業 1回につき 1,500円 土のう回収作業 1回につき 500円 災害調査 1回につき 500円 応急作業(異常低温) 1回につき(夜間) 1,500円 1回につき(昼間) 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	292 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	29 千円
支給実績(平成29年度決算)	550 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	50 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円  満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		3,378 千円	259,846 円
住居手当	借家、貸間居住職員 家賃に応じて27,000円まで	同じ		324 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関利用職員(2キロ未満を除く) 全額支給 ※6カ月定期相当額を年2回支給 自動車などの交通用具利用職員  距離に応じて(2キロ未満を除く)2,000円～24,500円	同じ		2,148 千円	119,333 円
管理職手当	部長 73,000円 理事 68,400円 次長 65,000円 副理事 62,900円 課長 60,700円 参事 52,000円 課長代理 45,200円 主幹 41,100円 チーフ 31,400円	同じ		6,431 千円	584,618 円

## 8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業者の従業者に比べて高額になっているのではないかと批判があるところであり、総合的な点検を実施するとともに、民間事業者との均衡にも十分留意しながら、給与の適正化を図っていくことが課題となっています。

### 1. 現状

本市の技能労務職員の給与等の状況については、「2職員の平均給与月額、初任給等の状況(1)②技能労務職」のとおりとなっています。

その他給与に関する事項について、給料表は一般職給料表に準じた技能労務職給料表を適用しています。特殊勤務手当は「4職員の手当の状況(4)特殊勤務手当」に掲載されています。防疫作業従事手当、ねずみ族・昆虫駆除作業従事手当、現場作業従事手当、防災作業従事手当、死獣処理従事手当、納棺作業従事手当の一部を摘要しています。なお、清掃作業従事手当については、平成22年12月1日に廃止しました。

昇給については、一般職の職員に準じて毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給(55歳以上の職員においては2号給)昇給しています。

### 2. これまでの取組内容

これまで、技能労務職員の退職者不補充、また、特殊勤務手当額の廃止も含めた内容の見直しを図り適正化に努めてきたところです。

### 3. 今後の取組内容

今後についても、技能労務職員は退職者不補充とし、事業の民間委託の推進、事業の見直し等を行い、技能労務職員数の削減に努めるとともに、給与の適正化を図っていきます。